

参議院社会労働委員会會議録第十六号

昭和四十年五月七日(金曜日)
午後一時五十二分開会

委員の異動

四月二十八日

浅井 亨君

補欠選任
小平 芳平君

五月七日

館 哲二君

補欠選任
日高 広為君

山本 杉君

齋藤 昇君

出席者は左のとおり。

委員長
藤田藤太郎君

理事
丸茂 重貞君

委員
杉山善太郎君

藤原 道子君

委員
亀井 光君

紅露 みつ君

佐藤 芳男君

斎藤 昇君

竹中 恒夫君

日高 広為君

小柳 勇君

鈴木 強君

國務大臣

労働大臣

石田 博英君

政府委員

公正取引委員会
事務局長

竹中喜満太君

法務省刑事局長

津田 実君

運輸省港湾局長

佐藤 肇君

労働政務次官

始関 伊平君

労働大臣官房長

和田 勝美君

事務局側

常任委員会専門員

中 原 武夫君

説明員

警察庁刑事局捜査第二課長

関根 広文君

運輸省海運局次長

沢 雄次君

本日の會議に付した案件

○港灣労働法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(藤田藤太郎君) ただいまより開会いたします。

委員の異動についてお知らせいたします。四月二十八日、浅井亨君が委員を辞任され、その補欠として小平芳平君が選任されました。

○委員長(藤田藤太郎君) 港灣労働法案を議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○杉山善太郎君 ほんとうは、きょうは公取や、それから警察庁からも来ていただきましたので、順序からいくという、そういうことを聞いてもらいたいながら、かつおりの積み上げの中で大臣に終始おつてもうかがうことが、きょうはあがるわけだから一番望ましいわけですが、わが田へ一方的に水を引くことも家庭の事情でできませんと思ひますので、どうもちよつとちがはれの感がありますけれども、大臣に直接まず質問いたします。

この法案の発想は、申すまでもなく、三・三答申の精神及び趣旨に照らして明らかであります。

に、港灣における必要にして十分な労働力の確保と、言うならば前時代的な労働環境の中で働かされておる港灣労働者の雇用の安定と恒常化及び福祉施設の整備充実を含む労働条件の改善が目的であり、目標である、こういうふうには私受けとめておるわけであり、そういう中で、また、労働省の第一次要綱草案はそれに近いものであったと思うのです。言うならば、大臣は、例のILOの調査調停委員会にたまたま昨年の暮れにかけて行つておられたのですが、その留守中に一応第一次要綱草案なるものが新聞で発表された過去の経緯がございます。そういう中で、大臣が帰つてこられた当時に、まだこの法案は胎児でありまして、海のものとも山のものともつかない時点において、うかうかういふことがあったのだが、労働大臣とて聞いてみたら、労働大臣は、ざつとばらんにいって、そう新聞のことを気になるなといふたような、當時なかなか含蓄のあるうまいことを言つておられたので、私もそれなりに、大臣が言う言うのだから、新聞の言うことは、あれは新聞が言つたのだというふうには、その当時第一次要綱草案が発表された時点は、少なくとも今日のひるがえつて帰納的に判断をするならば、いわゆる三・三答申なり、あるいはその趣旨に最も近いものであったというふうには私は評価しております。その後、時の流れに従つて、法華の太鼓とは反対に、だんだん悪くなつてきている。私もいろいろと文獻を通じて精査する中では、二度ならず、三たび四たび、あすこでつつかれこでつつかれ、修正に修正が加えられて、とにかくこの法案という形で去る日に閣議の決定を経て今国会に提案をされておる。こういうふうな経緯を過程しているわけであり、それから、私のことばで申しますならば、労働省の第一次要綱草案はそれに近いものであった。しかるに、いつの間にか親に似ない子は

鬼子であるように、二度も三度も修正されて、いま審議のまないたの上のついているところの法案は、一口で申し上げますれば、進歩的な労働法案としての性格が骨抜きになつてしまつてゐるのだ、したがって、港灣における労働力の不足、これは確かに需給関係からいって、今日の時点では港灣労働力は不足しております。その労働力の不足を補うための体制と、低賃金労働力の配置体制確立のための事業法案に実は転落してしまつたのじゃないかというふうには考えております。もともと発想は、むしろ二面性は持つておりますけれども、前時代的な港灣労働の実態というものを、諸外国の水準にまでこの港灣労働法がやはりこれを押し上げていくというふうな形に私どもは理解しておつたわけであり、申し上げるべきところで、かりに港灣労働法が登録制をするという中で、その登録された者を原則としては雇入れ、それ以外の者は雇入れなくてはならないということが、これが原則であるわけであり、それから、これは禁止しなければならぬけれども、しかし、禁止などということは今日そう簡単にできないにいたしまして、原則は、あくまでも常用者で登録された日労働者を雇うということが原則ではなからうか、そういうふうには考えているわけであり、また、ところが、港灣労働法の中には、「ただし」とあるいは例外規定の面が設けられておまして、そこが要するに私はしり抜けじゃないか、ザル法案になつてしまつたのじゃないかというふうには考えるわけであり、本法の十六条には確かに例外規定のなだし書きがありまして、やはり前時代的な門前雇用を、言うならば容認しているのではないか、したがって、この法律はザル法であると極論せざるを得ないのだ、そういうふうには私は思つてゐるわけであり、もちろんこの法律は、いまの段階では、衆議院の

場はそれなりに今後の修正闘争の足がかりなり附帯決議はついでこちらに回つてきておりますけれども、本委員会には本委員会の風格なり権威というものもありますので、衆議院を通じているじゃないか、したがって、私の所属する政党が社会党であっても、社会党がかりそめにも一度原則的には賛成しておつたじゃないか、だからというところにもそういう言いがかりもあるかと思ひますけれども、ここではやはり十分たゞすきはただし、言うべきは言つて、ほんとの終着駅にも近いのでありますから、大臣が本音を言つて、私の評価が間違ひであるかどうか、そういう点について大臣の所信と見解をひとつ伺いたい、こう思ひわけです。

○国務大臣(石田博英君) 労働省が三・三答申を受けて作成をいたしました考へ方、その考へ方から申しまして、また、労働行政の立場から申しまして、現在提出しております法律案には幾つかの問題点があることは私も認めます。認めますが、しかし、三・三答申にもいわれておりますとおり、この法律は、ほんとうに実効あらしめますために、港運運営の近代化、港運運営事業の近代化というふうなものと相まつて行なわなければならぬのであります。そこを所管されております関係省庁の御意見との調整をしていくということも、やはり前進途上の必要な過程ではなからうかという考へ方から現在御審議願つております法案に相なつたわけでございます。

それから、いま一つ、しかしながら、この法律が港運労働の近代化という基本的な目標、前時代的なあり方を急速に是正していくという目標、これからはずれていくと思つていないのであります。具体的諸条項の説明は除くいたしまして、ただいま御指摘のいわゆる門前雇用の問題につきましても、これはほんとうの例外規定として設けてあるものであります。みだりに乱用することは許さないのであることではあります。同時に、その場合においても届け出義務を課して職業安定所の監督責任というものは明確に

たしておるつもりでございます。

○杉山善太郎君 これは私の立場で主観めいた表現では、これは記録に残ることでありまして、一応これは朝日新聞の四月十五日の社説の一部であります。こういつておられます。これは大臣も見られたかと思ひますけれども、数項目掲げておられますけれども、直接関係のある私の評価だけではない、朝日新聞の四月十五日の社説では、かりそめにも「果して港に必要なる労働力が確保できるかどうか」「むろんこの法案が日の目を見て人を必要とするような場合になつて、「果して港に必要なる労働力が確保できるかどうか、港運の日雇労働者は、山谷、釜ヶ崎、桜木町、三宮などの居住者が多く、犯罪者や、いわゆる流れ者も混じつてゐる。これらの人が手統のうるさい登録をいやがる場合も予想される。」こういつておられます。私もそう思つておられます。蛇足を加えて申し上げます。私もおられますが、いわゆるこのあやでも、全国港運労働者振興協会と称して、これは公益法人だそうでありましてけれども、この中には、大体原則的には港運労働者が、私はかつて船員でありましたから、その発足の歴史から骨の髄まで知っているわけでありまして、そういう中で、やはりこの従来の情性でどういふふうな法律が動いてきたので、あなた登録するな、あんなところに行つたら金縛りになつてしまふ、こういうことも計算の中に入れてどういふ法案ができた、かりにりつぱではないにしても、とにかくできた。内容はまじやうが、はたして意のごとく、十分にそれに必要な労働力が確保できない場合に、一体その責任はだれが持つかというところもこれは計算の中に入れておかないと、念のために申し上げますが、そういう法律ができたからじゃんじゃん登録労働者が出てきて十分というふうにはならないのではないか。朝日新聞の社説ではそういつて

第二項としては、「例外として登録以外の労働

者を事業主が直接雇ふることになつてゐるが、これではいまの実態とあまり変らない恐れがある。」これは私が言つてゐるのではなくて、朝日新聞の社説がそういう心配をして言つてゐるわけですね。最後に、「徹底的に暴力や、ヤミ手配師が追放できないのではザル法の批判も出てこよう。」こういつておられます。これはとにかく朝日新聞の社説の評価というもののついでには、これは労働大臣、あなたはやはりジャーナリストという過去の経緯もありまして、朝日新聞の社説の評価の持つ真価というものに対しては、これはいま私が言うことについてもこう言つておるわけでありまして、端的に申し上げるが、この法律ができて、そうして中央職業安定審議会なり、ローカルな一つのそれなりの専門的な安定審議会ができるでしょうけれども、中央に港運調整審議会ができるでしょうけれども、そういう点について労働大臣の見解というものを聞いておきたい、こう思ふ。

○国務大臣(石田博英君) 私も朝日新聞の社説は読みました。そして朝日新聞の社説に指摘されてあるようなこと、また、いま杉山さんが御指摘になつたようなことを、そういう心配が全くないというような強弁をいまここでしようとは思ひません。しかしながら、いかなることをやろうといたしましても、当初いかに完全にといたしましても、それを実施してまいります場合にいろいろな欠点が出てまいります。したがつて、その出てまいりました欠点を見て、これを直して逐次前進をしていくということではなければならぬと思つておるのであります。この法律についても、そういう考へ方を持つてゐるのであります。したがつて、私も、大切なことはこの問題の指示する方向であらう、意図する方向であらう、意図する方向だけを守つて前へ進んでまいりたいと思つておる次第であります。

それから、私自身も、多少山谷とか釜ヶ崎という実態については承知しておりますが、確かに犯罪者その他が多くて、その犯罪者その他が職業安定所その他へ届けを出すことをいやがるものであ

りますから、そこにヤミ手配師の跳梁する隙があることも事実であります。そこでわれわれ考えなければならぬことは、かつて過去に犯罪を行つたからといって、こういう更生をしようとする者をはばんでほらないということです。特別の目で見なければならぬということでありまして、そういうことでそういう人々が登録することをちゅうちょすることのないように、これは行政機関全体を通じて、その精神で指導いたしてまいらなければならぬ、こう考へておる次第でございます。

○杉山善太郎君 きようは大臣はILOとかのかけ持ちでありますから、私もはしょつて、ILOの問題は非常に必要な問題でありますので、こゝでくぎづけするわけにはまいりますまいから進みますが、これはいままで私が、この法案が正式に提案をされる以前から、労働問題の調査ということに便乗、関連をいたしましていろいろと聞いておつたわけでありまして、とにかく何回も申し上げることでありまして、この発効の日が非常に期間が長いので、そういう問題について、しかし、それなりの説明は聞いておりますけれども、もうこれでこれが最後だと思ひますけれども、どうも私は納得がいかぬわけでありまして、たとえば衆議院では附帯決議の中に、「可及的速かに、本法の全面的施行をはかること。」というところで、二年以内ということについて、もちろん運輸省も労働省も、所管の行政というもののついでには十分お話し合ひになつて、そうしていろいろおやりになるでしようけれども、しかし、法文にうたつておる時期からいうと二年以内ということになつておりますから、もっと私どもは六月あるいは一年以内にやつてもらいたいという願望の上からたゞなければならぬわけでありまして、しかし、いままで私どもがその二カ年というところについて、たとえば港運労働等の問題だけではなくて、この港運の運送事業などの問題と関連をして、そうなかなか言ふとおり、思うとおりに早くならないんだ、それなりにそれは受けとめま

のが立ちおくれがあるまいということについては、行政指導の中核は、りっぱな運輸省というものがあって、そして相当にこの海運資本に対しては、たとえば相当な巨大な補助、助成や何かがついては、たゞは、たゞ倉庫資本に對しても、陸に陽に、そういう中でその面だけが立ちおくれしているのは自分のせいじゃないようなことを言っていることについて、これはここでせんざくしませんが、そういうふうに、言うならば、言いようはいかようにもあるものだと私は受けとめているわけでありませうけれども、いまの問題とは別に、いまは、まづが大臣に時間少ない中で、はしよってお尋ねしているという関連で、やはり港湾の実質上の大臣の補佐官である港湾局長、あなたから考えを伺いたい、こう思ふのです。

○政府委員（佐藤藤君） この法律の施行を二年以内ということにしておるわけでございますが、この法律をつくるにあたりましては、もちろんわれわれは労働省の当局といろいろ協議をいたしましたし、なお、広く利用者、さらには荷主等の意見も聞いておるわけであります、その間において、新しい制度であるから慎重にやつてほしいという声があつたことは事実でございます。そういうことと、さらに内閣に置かれます港湾調整審議会の意見を聞いて雇用の調整計画をつくつていく、そういうようなことの具体的な事務の流れは、どうなっていくか。たとえば一例をとりましても、日雇労働者の定数というのはどこで押さえてらいいかという問題だけでも非常に議論のあるところでございます、そのようなことをしんしゃくして二年以内という長い期間が設けられたのだと思つております。しかし、二年以内ということであるからといって、われわれのほうから申しますと、港湾運送事業の近代化をおくらせてい、という気持ちは全然ございません。この法律の施行に迫いつくようにわれわれとしては近代化を進めていきたい、かように考えておるわけでございます。

○杉山善太郎君 労働大臣にお尋ねいたします

が、先ほどはしよって、関連質問の中で午前中の段階で申し上げたこととありますけれども、これは社労のほうで申し上げて大臣の見解なり所信を伺いたい点だと思っておりますが、私はそう信じておるわけでありまして、たとえば経済問題の中核的要素は労働問題であるという評価は、今日のではやはり常識化されておる、そういうふうな理解をし、また、それが新しい進歩的近代社会におけるやはり一つの評価の時点だというふうな私には理解をしております。したがって、開放経済体制下における港の運営であるとか、あるいは港労働の近代化、あるいは新秩序の確立及び公正な労使関係の確立こそが焦点の問題である、こういうふうな思っておるわけでありまして、たとえば、この法律のなかめであるところの新しく設けられる港調整審議会等の組織構成については、港関係の労使及び公益の三者構成にすべきであると思つて、労働大臣の見解はどうかというわけでありまして、この点については、実は総理府の関係者からも、大臣はお見えになりませんでした、前段に一応聞いたわけでありまして、けれども、やはりこれは形式上は総理府の中に何々ができまして、実際にこれを推進する一つの方向づけの中心は、やはり労働大臣にいろいろ骨を折ってもらわなければならぬ問題だというふうに考えますからこのような質問を労働大臣にして、労働大臣からなまの肉声であつた見解なり、今後一歩にはどうか、こうすればこうなるのだというふうな点についてひとつお聞かせいただきたい、こう思つておる。

ります。そして七名の場合には、二名は港労働の立場を代表し得る経験者、二名は同じく使用者を代表し得る経験者、三名は公益の委員、こういう構成で運営するべきが正しい方法だと考えます。その方向に向かつて努力中であり、かつ、また、実現し得るという見通しを持っておる次第でございます。

○杉山善太郎君 大臣はおそらくそういう答弁をされるであらうと思つておりましたが、実はこれは先ほどちょっと申し上げたように、総理府の審議官でありますか、大体そのような形式上の数字については、たとえば港調整審議会の委員は七人である、そしてその下に二十人の公労使の専門員というものを置く。そしてさらに私は、これは新しい法律であるし、ILOの例の港内陸運輸委員会の問題も背景に、十分に内外の情勢というものを身につけて、これはあなたの方の所管だからしっかりとやつてもらいたいということもその時点で申し上げたのであります。希望意見として表明したわけでありまして、さらに、これは申し上げるまでもなく、職安審議会の中に内陸専門委員会がつくられるとか、あるいは地方の新しい地区職業安定審議会も三者構成のものがつくられるというふうには聞いておりますけれども、そのものかなめは、やはり港と、非常に多岐にわたつておる。しかし、実際のかなめ、推進の核はどこかということになると、やはり港調整審議会だということになります。あれもありこれもあるということ、その一つ一つは飾りものでもなく、さし目のつまでもない、重要な役割といろいろな機能を果たさなければならぬし、また、果たすべきものだと思つておる。しかし、やはりそれらのかなめであるところの港調整審議会については、いまの大臣の説明だけでは私はもの足らぬのでありますけれども、繰り返してねばつてもしかたありませんが、もう一つ、大臣は、内閣の大改造があつてもかわられないかもわからぬし、かわられるかもわからぬが、かわられるとすれば、この辺のところは事務引き継ぎをしつかりやつても

の辺のところは事務引き継ぎをしつかりやつてもいなければならぬし、かわらなければ、ますますいふ言われたことが、悪いことばですけれども、みそくそにならぬように十分やつてもらわなければならぬ。こういうこととありますから、所信といふますか、決意といふますか、そういうことと聞きたいと思つておる。

○国務大臣(石田博英君) 港調整審議会の構成は、いままで申しましたような構成でいくことがこの法律を正しく円滑に運営していくゆえんであると、私は強く信じております。

それから、私がかつたとかかわらぬとかは別といたしまして、私は佐藤内閣の閣僚として、佐藤内閣の責任においてお答えをいたしてゐるのであります。私がお答えしていることは、当然その責任を継承されるものと考へておる次第であります。

○杉山善太郎君 もう一点質問いたします。これは大事なこととありますので、どうしても大臣からお聞きしておかなければならぬわけでありまして、港労働役事業者は、まず常用の港労働者を雇うてあります。次に登録日雇いの労働者を雇つて仕事につかせる。そして、なお登録日雇いの労働者が足りない場合には、その次に日雇いの労働者を職安が紹介する、大体こういうことになっています。ところが、この法案の中にはたし書きがあつて、ただし、技能とかの理由、その他労働省令で労働省が定めた事項に合致するときは、この法律案では、業者が門前募集ができることになつてゐる。これは言うならば、三・三答申の趣旨に基づけば、事業者は必ず登録日雇いの労働者を雇入れなければならぬという原則に反するのじゃないか、そういうふうには思つておる。やはりそれは登録日雇いの労働者という原則に反してゐる。法律案はそうなつておるのではありませんか、これは事業者と職安のなれ合いであるとか、あるいはたし書きの悪用によつて門前募集が公然と横行したり、手配師が暗躍するのではないか。このことについて、ひいては港地帯におけるところの、いわゆる組織暴力といふますか、組織暴力の定着性を、好むと好まざるによらず、容認することになるのではないか、そういうふうには私は考えるわけでありまして、したがつて、いかなる理由にせよ、登録者以外の労働者を雇用してはならないというところに、そうして、前時代的な門前募集などというものを実際の運用の面で禁止するようにこの取り締まりを厳にしなければならぬのじゃないか、こういうふうには私は考えるわけでありまして、この点に対して大臣の見解を伺いたい、こう思つておる。

○国務大臣(石田博英君) この例外規定はあくまで例外規定でありまして、例外規定を悪用するやうなことは厳に慎むのはむろんの話であります。これはほんとうにやむを得ない場合に適用せらるべきものと考へておる次第であります。

ヤミ手配師の存在、これはいろいろな原因がありまして、その原因を除去していくことがヤミ手配師の存在をなくするゆえんであると思つておるのでありまして、この法律案におきまして、その原因の排除にできる限りの努力をいたしたつもりであります。ヤミ手配師の排除、あるいは暴力の追放、これは鋭意努力をいたしまして、行政面においても警察庁その他と協力して効果をあげたいと思つておる。

○委員長(藤田藤太郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤田藤太郎君) 速記を起して。

○杉山善太郎君 それでは、何もかも排除しながら、ひとつ時計を見ながらやりますので、大臣はもう少しおつてもいいやうでありますから、おつて下さい。

公正取引委員会の事務局長、午前の連合審査の続きで、前段は抜きにいたしますけれども、前段はそれなりにお聞かせいたしたわけでありまして、ただいま午前中も連合審査の中でお答えをいたした全国の港における港労働者独占化の傾

○委員長(藤田藤太郎君) 速記を起して。

○国務大臣(石田博英君) けさの合同審査会でお二人の方に同じようなお答えをいたしたのであります。これは直接には総理府の所管でありまして、私の所管ではありません。ありますが、港労働法の運営に重大な関係がありますので、総理府と連絡をとりまして努力中でありまして、ただいままだ経過的な段階でありますけれども、予算では審議会の委員は五人ということになっておりますが、これを七名にいたすべく交渉中であ

○委員長(藤田藤太郎君) 速記を起して。

○委員長(藤田藤太郎君) 速記を起して。

○委員長(藤田藤太郎君) 速記を起して。

持ったのでございます。それは、警察庁からは私が参りまして会議を大体主宰したのでございまして、その会議の内容は、ただいまお話がございましたような、関西における警察が広域暴力団として把握しております団体に対する取り締まりのしかた、その最近の動向というものをいろいろと掘り下げて内部的に検討したのでございます。その際に、兵庫県警察におきましては、兵庫県下における暴力団の実態、港湾問題も含めて、当然でございしますが、それを含めましていろいろとお話がありまして、われわれ当事者の参考にいたしておる、かような状況でございします。

○杉山善太郎君　これはあなたが直接行かれておられるわけでありますからはっきりした問題であります、こういふことがございましたでしょうか。たとえば兵庫県警では、その手配師の暴力

事件を訴えると、やはり仕事をもらえないとか追つ払われてしまふ、そういう心配から労働者は泣き寝入りをしてしまつてゐる。そこで、今後、港湾運送船内事業者は、港湾運送事業法に基づく許認可によつてそれなりの監札を受けおるわけでありますが、おのずから欠格条項というものがあるわけでありますが、そういう欠格条項に相当するような業者を摘発する方針を、やはりこれは神戸市会などの問題にもなった関係もこれあるかと思ひますけれども、そこに焦点をしぼつてスポットライトを当てて、なるほど港湾運送事業法によつて認可をもらつておるけれども、これは明らかに港湾運送事業法による認可の欠格条項に適合するのだ、そういうものをメスをふるつて摘発するのだというふうな点まで発展をしておるか、その辺、デリケートな点だと思ひますが、ひとつ伺ひたいと、こう思ふわけであります。

○説明員(関根広文君)　ただいまお話のございました点は、あるいは新聞報道かと存じますが、会議の席上いろいろな話が出たことは出たのでありまして、逐一それは申し述べるわけにまいりませんが、ただ、新聞記事の場合は、かねて新聞記者

が神戸地域におきまして取材しておる問題を、当時の会合の開催を機会に、会議の内容として協議されたというふうに報道しておる部分の中にはあるんじゃないか、かように存じますが、ただいまおっしゃられたようなことを直ちにそうだとするわけにはまいりませんけれども、過去においていろいろな問題がありまして、警察としては、午前中に局長からお話しされたと思ひますけれども、現在までに事件として検挙しております例は非常に少ない。しかしながら、潜在化しておる形というのはいろいろな形があるというふうなことを聞き知しておりますので、これらを今後あらゆる面から掘り下げて摘発していくというふうなことはどううしたいかというところを含めて、いろいろと研究した、かようなふうにお答えしたいと思ひうけであります。

○杉山善太郎君 新聞の使命と新聞記事の内容評価の問題は、いろいろな立場や見方があると思ひますが、組織暴力というものは、その資金源というものが、パチンコの景品買いとかいうようなそういう比ではなくて、港海における手配師が労働連絡員などというふうな横行で、あるいは地下足袋を足貸すとか、あるいはいちゃよつとその手配をするにによってはいっぱひ貸さかいたような形で、いろいろな前時代的な収奪をやっておるのだ。したがって、その資金源は、陸上における変な芸能団体のあつせんをやつたり何かしている資金源や、パチンコの景品買いの比じゃない。港海におけるそういう点において船込みがあるし、そういうような点について、なかなか港海におけるこの組織暴力の定着性というのについて憂うものがある、こういう時点でもらえて新聞というものは報じておりますが、私も、新聞の評価というもののに対して、かなりこの面に関する限り、相当高くそれを評価して、これは架空ではない、でつち上げではない、そういうふうに見ておるわけですが、そういう点について、もちろんこれ以上論議はここでは筋が違ひますし、場が違ひますから申しませんが、その辺の点

についてあなたのお考えをひとつ聞かしていただきたく、こう思ひます。

○説明員(関根広文君) 警察が対象としております暴力団の資金源の大きな面に港海関係の問題があるのではないかと、いふうなことにつきまして、私も、これが問題として取り上げておるというところは、私も、私も港海労働の問題と暴力団の関係を非常に非常に重視しておるというところを申し上げられると思ひます。問題は、暴力団がいろいろな資金を収得する際に、いわゆる刑法の構成要件に該当するような犯罪を犯して資金を収得するといふ面につきましては、警察は相当積極的に現在まで検挙してきておりますが、資金の収得の方法が、ただいま申しましたように、あるいは犯罪行為がまづつわつておりますけれども、被害が出ない、あるいは犯罪行為として問題できない。いわゆる暴力的な背景を中心としながら、力関係で金銭を収得しておるという関係が犯罪面として取り上げられないというふうな面も、かなり実情としてはあると思ひます。そういうふうな面の実態を解明いたしまして、警察としては、犯罪面として浮かび上がる面を中心としてこの問題の摘発に当たつていきたく、こういうことでこの問題に対処しておると、かようなことでございます。

○杉山善太郎君 運輸省からはきょうは海運局長がお見えでありませぬ。港海局長お見えになりませんが、運輸省は、これは出先機関に海運局なり港海局というのがあるわけでありまして、いま私が質問しておる中で、変なことばのあやで単刀直入に公取やあるいは警察に申し上げておるわけでありまして、こういう実態についてどの程度掌握しておられますか。出元機関について、具体的には神戸の実態というのについて、これは神戸市会でも問題になり、新聞にも出ておるわけでありまして、この実情というものをどの程度に把握しておられるか、把握しないなどというばかこととはないと思ひますから、その辺のところをひとつ……。

○政府委員(佐藤肇君) 神戸の暴力の問題でございますが、私も、私も港海運送事業法に基づく監督をしておる範囲においては、具体的な事例としてこの法律の違反は認められないわけでございます。ただ、新聞紙上その他にいろいろ問題が出ております。で、私も、私も関知しておる一番大きな問題といたしましては、あつた補償金と申しますか、そういう形で船主その他から金を取つておるものではないか。これが神戸市会でも非常に大きな問題になつた点でございます。この点につきましては、私も、私も承知しておる限りにおきましては、昭和三十七年九月に神戸港におきまして、神戸港船内荷役調整会議というものがございまして、これは当時非常に船込みでございまして、労働者の不足というところもその大きな原因であつたので、その対策を講ずるための協議会でございますが、この席上で、船内荷役労働者の確保ということが問題になりまして、その結果、港海運送事業法に対して、利用者である船主、荷主等がこの協議会のいすれもメンバーでございまして、そこから最繁忙時ににおける労働者を確保するといふことで金を拠出すると、こういうことになつてまいりました。それは一つは料金ではないかといふような問題もございまして、われわれは、これは料金としてはとっておりません。で、これは神戸港の特殊事情、すなわち、船内荷役労働者が非常に少ない。しかも、月末月初に船込みがあるといふことで、それを円滑に処理してもらいたいといふ船主側の要望から出た業者間の話し合いというように解しておるわけでありまして、それが現在まで続いております。で、現在、このため支払われる金が約一千万円程度と聞いております。ちなみに、船内荷役全体の月間の収入というのが約五億円でございますが、一千万円程度がそういうことで支払われておる。これが暴力団の資金源になつておるのではないか、これが神戸市会でも問題になつたことだといふように聞いております。われわれの承知するところでは、これは労働者に対して的確に払われている、かように聞いておる次第でございます。

○杉山善太郎君 海運局の次長が来ておりますか。近畿海運局は一番大きい海運局ですが、そういう点については港海局長よりも、その所管の行政系列では、いろいろその実態についてはそれなりに把握しておられますので、ひとつお述べをいただきたい、こう思ひます。

○説明員(沢雄次君) これは地方では、地方海運局は、港海と、それから、船の定期航路の監督というふうな面をやつておりますが、本省では海運局とは申しますが、本省の海運局は、港海と、面は全然タッチいたしておりません。で、船会社の監督でありますとか、船会社の再建整備、そのようなことをやつておりました。この港海と、面につきましては、港海局長が運輸大臣を補佐して地方海運局を監督しておる、こういう官制になつております。

○杉山善太郎君 法務省のほうから来ていただいておりますので、一応これは法務省、警察庁のほうからもお聞きしたわけでありまして、法務省のほうでも、この港海労働法の生みの親で、言うならば港海労働等対策審議会が、三十九年の三月三日付で内閣総理大臣に答申しておるのであります。大臣の諮問は、昭和三十八年の八月九日付諮問第一号で、近年の港海労働及び港海の運営、利用の状況にかんがみ、これが改善のためとるべき対策について貴会の意見を求める。これが総理大臣の諮問であつたので、それで三・三答申というものが出ておるわけでありまして、したがって、申し上げるまでもなく、開放経済体制の中で、海と陸の接点であつて、言うならば外国文化の海の停車場に相当するものに前時代的な暴力団が定着性を持って、これが非常にまだ発展する可能性を持っているんだと、警察庁では一生懸命あの手この手でやつておると思ひますが、法務省のほうでは大所高所からこれをどういふふうに見ておられるか、そういう点についての見解を伺いたい、こう思ひます。

○政府委員(津田実君) ただいまのお尋ねの点でございますが、もちろんこの暴力団の掃滅、ある

いは暴力関係事犯の防遏に關しましては、數年來から非常に力を入れてまいりまして、御承知のとおり、昨年には暴力行為処罰法の一部改正も御審議をいただきまして施行になったわけですが、法務省といたしましては、昨年夏に暴力係検事を全国に配置いたしました。その暴力係検事を一そう強化してまいりましたのでございますが、その暴力係検事の環といたしまして、港灣所在地につきましましては、もちろん港灣暴力の問題についても十分の防遏対策を講ずることとしておりまして、その後しばしばこれらの係の検事の会同を開催いたしまして、その趣旨を訴え、あるいはその取り締まり対策について協議をいたしまして今日に至っておりますわけでございます。警察のほうから申し上げたかと思ひますが、なかなかその外部にあらわれましては暴力事件というものは、これは検査することとは比較的天やうなものでありますけれども、港灣関係の、ことに労働関係にまつわりましますところの表面に出ないような事犯というものにつきましましては、なかなか検査がむずかしいわけでございます。検査いたしました場合には、もちろん嚴重な処置をいたしてまいりておるのですけれども、今日におきまして、まだこれといつてその目ぼしい事件は起訴されておるとは申しかねるわけでございます。あるいはこれら労働者に關する恐喝事件、つまり手配師をめぐる恐喝事件でありますとか、あるいは労働者を対象とした賭博場、賭博の開帳事件、そういうものを起訴処理はいたしておりますけれども、組織的なものとしての暴力団というものが、港灣問題を契機にして取り締まりの対象になったというところは、まだ遺憾ながら、その大きなものはないわけでございます。しかしながら、これに對しまして、法務省、あるいは管下の檢察庁におきまして、そういうことについて関心が全然ないわけではなく、むしろそれにつきましましては十分の関心を払うように指示もいたしておりますし、やつておるわけです。で、まあ最近におきまして、神戸におきましては、神戸市の主催によりまして関係者のいろいろその暴力対

策というやうな会合も開かれておりますし、そういう面につきましましては各方面と連絡をとつて十分やることに努力はいたしておるわけでございます。で、今後とも、かようなものにつきましましてはいろいろな方面、たとえばその暴力団の資金源と目されるものに対する税務上の面からの処置等、まあいろいろな方向から暴力団の活動の面を抑制させますと同時に、かような港灣に対する暴力の面につきましても、暴力団を制圧することによつてその防止にとめていきたい、これが法務省並びに最高檢察庁の方針でございます。

○杉山善太郎君 今度は、労働省の出先機関には職業安定所だとか労働基準局というものがあつておるわけですが、前段申し上げましたつれづれの点について、出先機関は、一体その点については、かりに港灣労働者の専門の職安というものであるというふうに聞いておりますし、労働基準局もあるもので、そういう問題について、ひとつ職安局長から伺いたい。

○政府委員(有馬元治君) われわれの出先からは、先ほど申しましたように、港灣労働に關するまあいろいろな情報も入つておるわけですが、直接まあ暴力事件に關する問題がわれわれのほうに入つておりませんので、今後この港灣労働法を施行いたしまして、全体として、先ほどから申し上げておりますように、暴力の介入する余地がなくなつてくると、こういうことを機会に組織暴力の排除につとめてまいりたいと思ひます。

○杉山善太郎君 もう一、二点質問をいたしますが、これは港灣局長にお尋ねいたしますが、まあお尋ねしようと思ふことは、かりに神戸市会など問題も関連をして、あるいは私どもがやはり港灣運送事業法に照らしてみて、料金や運賃面でどういふやうな、たとえば何と申しますか、口数増強協力金であるとか、あるいはどういふやうなものが港灣運送事業法の料金の中で一体容認されていふものかとかという点については、もう時間がありませぬけれども、あなたも知つておられる

し、いかにじくもさつきあなたのほうから言つておられますから、いまこの場に及んで根掘り申しませぬけれども、この点だけはひとつ、港灣労働法もいづれ脚光を浴びて日の目をみてストライキをするわけでありませぬから、そして港灣の近代化、労働の秩序も確立されないうちから、労働の秩序も確立されないうちから、いま六六港の船内荷役で、日曜日に労働者が働いた場合に、船会社から、外航船に對しては料金の四割、内航船に對しては二割五分の料金の増しを荷役会社に

出しておるわけでありませぬ。この料金は一体賃金なのか何なのか、どうも私どもの労働法的な基準の考へからいって納得いかないわけでありませぬ。これ一体どういふわけですか。同時に、關連して海運局のほうからも、運輸省のほうでも海運局関係でお尋ねいたしますけれども、大体日本船主協会の各汽船会社に、年間いろいろな形で国が、皆さんの金を出しておると思ふのですけれども、うだといえども、金のなる木を持つておるわけじゃありませんけれども、相当な荷役協力金とかという金を、おそろく暴力団なんかからゆすり取つておるわけじゃないだらうと思ふのです。十分相互が良識の上に立つて出しておるという内部矛盾が内蔵しておるのじゃないかと思ふのですが、たとえば運輸省の港灣局長の場合については、この日曜の問題の金は一体どういふ形に受けとめておられるかといふことと、海運局のほうでは、日本船主協会に對して、たとえば昭和四十年年度の予算予算上総額どれくらい出しておるんだといふことをお聞かせいただきたいと思います。大体わかつておる範囲でかつつこうだと思ふのですが、これは港灣局長からひとつお願いいたします。

○政府委員(佐藤肇君) 日曜日に荷役をした場合の料金を払つておるわけでございますが、これは賃金ではございませぬで、料金の中の強行荷役割り増し料といふものに該當するわけでございます。これは十割以内といふことになつております。

○杉山善太郎君 ところが問題になるんですよ。それは一体、賃金なら働いた労働者に払わなきゃならぬですが、一体賃金の流れはどう流れておるんですか。

○政府委員(佐藤肇君) この割り増し料金といふものは、港灣運送事業の料金というものは認可料金になつておまして、その認可料金の項目の中に強行荷役割り増し料といふのがございませぬ。先ほど私十割以内と申し上げましたが、実は五割以内といふことになつておるわけでございます。これを適用いたしまして、そういう荷役をさせた船主がそういう荷役を引き受けた運送事業者に払う金でございます。

○杉山善太郎君 神戸の日雇い労働者がこの金をどんな名目で實際にいま受け取つておるのか。つまり貿易会社なり荷主なり汽船会社から船内荷役業者が——これは下請ですが、そういうものを受け取つたといふことですが、それは受け取る理由も根拠もないんです。働いた者が、日曜に出てもらつておるわけでありませぬから、そこが問題の非常にわれわれがガンをであり、封建性であり、前時代的だ。力点を入れるのはそこなんです。これはやはりパイプを通さなければいけません。こ

○政府委員(佐藤肇君) これは運送契約によりまして船主と運送事業者が契約して、その料金として運送事業者が受けるわけでありませぬが、それを、当然この中から店費のやうなものがあれば店費のやうなものが引かれると思ひますが、労働者に對して賃金として払うといふことは労働協約の範囲内ではございまして、これに違反すれば当然労働基準法その他によつて処罰されることだと思ひます。

○杉山善太郎君 労働協約の範囲内と言われますけれども、供給源はルンペン労働者ですよ。私は労働者の出身でありますけれども、いま申し上げている立場は国会議員で、国民の代表であります

けれども、だから、みそもくも一緒にものを申しますことは避けたいけれども、働いたルンペン労働者が労働協約だと就業規則だとかいうものはおそろくあつてなきがごとく、労働協約なんてありませんよ、実際問題は。だから問題は、受ける賃金は、それはもとから、下請の業者からそれを受けるならそれでいいですけれども、受けたものをピンはねすることもそれはよくないです。かりにピンはねがあつたとしても、一応それが渡つてないかどうかという問題については、われわれは渡つてないということを一応把握しているけれども、しかし、実際は申しわけのでもやはりあるかないかという問題について——これはこれ以上申しませんけれども、そうなんです。だから、基準法や職安法の四十四条に違反であるから問題だと、こういうわけなんです、実際問題として。

○政府委員(村上茂利君) 先ほどからいろいろ御質問がございましたが、私どもの承知いたしておる点で、二点お答えいたします。

問題を逆にして、いま問題にされておる事柄でございますが、問題の本質は、日曜に労働しないという、日曜が休みであるという前提に立つて、そのときにそういう前提にかかわらず出勤をしたということでございますから、労働基準法上は二割五分以上の割増し金は払わない、こういう問題があるわけでございます。今度はそれとあらはらと申しますか、別個と申しますか、料金の問題でございますので、原資を生み出さなければいけない、こういう問題があらうかと存じます。先ほど運輸省のほうからお答えいたしましたのは、特別料金その他名目はいろいろございますが、要するに、私どもは、実は事業主が労働者に払うべき原資の問題、捻出の問題でありまして、使用者が労働者に渡すものは、これはまさに賃金でございます。日曜出勤の場合の割増し金を払うというべき性質のものであり、また、支払われるように監督いたしておる次第でございます。それから、もう一点、先ほど神戸の事例として

千百万円ほどの特別の金額が支払われておるといふ問題がございました。あの問題につきましても、いわゆる手配解けの場合に一人平均三百五十円支払うというような慣行があつたようでございますが、そういう慣行は労働基準法二十六条の休業手当の支給義務との関連で問題がございますので、是正方を私どもは要望いたしました。その結果、本年一月一日から労働基準法の二十六条に定める休業手当の六〇％支給、平均賃金の六〇％支給するということに明確に支払い方式が改められました。そういう点につきまして、私どもは、労働基準法の定めるところにより、法どおりの適正な賃金が支払われるように監督につとめておるような次第でございます。

○杉山善太郎君 これは確認しておきますけれども、名目は一応外に置くとしても、しかし、実際にはやはり支払われていることについては出先の基準局としていつも掌握されていられるわけですね、そういう点は。

○政府委員(村上茂利君) 港湾荷役業者が受けた金額がまるまる労働者にいくべきかどうかという点については、労働契約とは別個の、荷主と荷役業者との契約の問題でありますので、基準法ベースで直ちにそれをどういふふうにするということも困難な問題でございます。しかし、ただいま申しましたように、日曜、休日出勤であるとか、あるいは休業手当を支払うべき場合に、法に定められたものが支払われておらないという問題につきましてもは監督を厳重にいたしまして、原資もあることでありますから、正しく賃金が支払われますように監督をいたしておるような次第でございます。

○杉山善太郎君 大体これは、いろいろ時間が頭の中にあるので、弾力的に質問をやっているわけでございますが、この問題は重大であります。一応これはとにかく神戸ですから、一つの玄関口です。こういうような内部矛盾をいままおせんさくしなければならぬという点については、ほ

んとうはこれは問題があると思うのでありますから、十分これはやはり労働基準法のものさしを十分使つて、厳格にひとつやつていただかなければなりませんし、運輸省のほうでも、ひとつ十分労働協約がどうだとかこうだとかということではななく、かりに労働協約があつても就業規則があつても、あつてなきがごとく申しわけ程度のものではなかないから、私どもは、だから港湾労働の近代化とか合理化の確立ということを、せつかくの機会でありまして、一応申し上げているわけであり

そこで、もう一つお尋ねいたしますが、これは海運局長が来ておられますのでお尋ねいたします。私は重ねて言いますが、政府は、たとえば海運企業資本、言うならば日本船主協会に對して、傘下の株式会社に対していろいろと助成金なり補助金というものをしておられますが、これはとにかく筋が通つたものならいいけれども、料金はと賃金というものをむやみやたらに出しておられる、相当なものです、全国から出ているものについては、それで、なおかつ、やれ利子補給だとか何だとかいうことについて、その経緯についても十分精査して、一体どれだけの金を出しておられるか、そういうふうな点についても十分これは問題があるというふうにお考えをしておるわけですか。

○説明員(沢雄次君) ただいま先生のおっしゃられましたとおり、日本の船会社は、非常に多くの償却不足と、それから、延滞金に悩んでおります。政府も、これに對しまして利子補給、あるいは猶予利子等、相当多額の金を海運企業に出しておりますので、この経費の支出につきましては厳重な監督をやっております。しかし、船会社として、同時に、一番金が出ますのは港がとまると、最近の巨額の資本を投入いたしました船が一日港に滞船いたしますと、約七十万円の金が飛んでしまふわけでございます。先ほど御質問の日曜日の荷役をどうするかという問題につきましても、船を一日とめられますと非常に巨額の金

が出まして、船会社の再建整備にも響いてくるという状態になりました。船会社は、これは労働組合の人とはなして、港湾運送事業者といふ話し合いをして、先ほどのような日曜日の特別料金を出すということについてある程度の話し合いがつきまして、われわれ同僚の港湾局も、これは現在の港湾運送事業法に基づく料金表によつて読むことができる、合法的なものであるということなので、船がとまるよりも、それではそのような料金を支出してもやむを得ないということであつたので、承した次第でございます。

○杉山善太郎君 一運輸省や一海運局に申し上げておるわけじゃない。政府、言うならば佐藤政權に申し上げますけれども、政府は、海運企業自身にいろいろな形で、やはりあの手の手で助成金を出していることは、私どもは的確にそれなりに知っております。したがつて、たとえば料金と賃金とものつけない不明確なものを年間神戸だけでも一億二千万円も荷役業者に出しておるといふようなことは、これは非常に大きな矛盾です。予算上、支出上、国民の中から、そういうことについて、とにかく船が停泊すればどうかとか、国際レベルの中の日本の停船料とか、そういうものについては比較にならない問題なんです、実際問題は。それについて、船がとまると荷役業者が困るなんというだけでこれは済まされな。いわゆる公費の乱費なんです、実際問題は。だから、これは大きな矛盾であるということを私は申し上げて、また不日、差しかえはきくのでありますから、運輸委員会にかけ込んで、大いにこの問題は究明、追及するといふ余地を残して、私は今日の段階では、大臣も忙しい中を來られたようでありまして、一応この点で質問をとめておきます。

○小柳勇君 その問題は明らかにしておきたいと思ふのですが、いまの一億二千万円の特例料というものは、これは労働者の賃金として支払われているかどうか、その点は明らかでありますか。

○政府委員(村上茂利君) 先ほど私ちよつとその

点に触れましたので、私からお答え申し上げますが、その支出するお金をどのように使つかという、その趣旨は、船会社のはうから港湾荷役業者に渡します際の一つの契約内容となろうかと存じます。その内容が、すべて労働者に支払われるべきものであるというものが支払われなかった場合には、船会社と港湾荷役業者との間の契約不履行の問題を起すのであります。そのこと自体

が直ちに労働者に賃金請求権として請求権が発生するかいなかという点については、私どもその点はまだ明確にいたしておりませんが、どうも必ずしもそうではないようなふうに理解をいたしております。そこで、労働省といたしましては、その特別に払われる料金が原資となりまして、休日労働をした場合に労働基準法によって支払われるべき割増し賃金等が正しく払われるという点に重点を置きまして監督指導をいたしておるという点とでございます。したがって、問題は、その一億二千万ならば一億二千万の金額を船会社から港湾荷役業者に渡します際、それが賃金請求権として労働者のほうにどうはねかえっていくかといった、その法律問題をたださなければならぬ

でございますが、その料金がすべて賃金に回されるというふうな形には必ずしも明確になっていないというふうに私どもは判断いたしておるわけでございます。しかし、いずれにしましても、趣旨、目的が、少なくとも休日停船滞貨をなからしめるために労働力に大部分が依存するというような状態にあります際に、その稼働された労働力に対して賃金が払われないうことでは本来の趣旨が貫徹しないわけでありますから、そういう点については実質的に十分配慮してまいりたいと、かように考えておるわけであります。

○小柳勇君 抽象論をやっているわけじゃないのですよ。具体的にこの神戸だけでも一億二千万の金が日曜に停船することを阻止するために出されておるといえば、明らかにこれは世界共通、ほとんど世界で日曜出勤に二割五分なり四割の割り増

しがつきます。そういう世界的な常識をもって料金がきめられる、そこまではいいわけです。あんなにた方が料金を許可するまでではないが、その金が労働者のほうにいかないで、ただ何か日曜に仕事をやるから、そのリベートだぐらいのもので会社にとどまっておくことはばくは許せないと思うのだから、その点、具体的な賃金としていつているかどうかを基準局長に聞いておるわけです。

○政府委員(村上茂利君) 性質としては二つの問題がございます。休日出勤で労働した場合の割り増し賃金が払われるかという問題と、それから、あふれ手当的なものに払われるかどうかという問題がございます。この点、神戸の先ほどの例は、あふれ手当の支給原資というような面もあるようでございます。そこで、先ほど申しましたように、面増ししたけれども労働しなかった場合、いわゆるあふれ手当、労働基準法でいう休業手当の支給外財源に使われておるということでございます。要約しますれば、割り増し賃金として支払われる場合と、休業手当的なものとして支払われる場合と二つの面がございますので、その面から検討しておるわけでございます。

○小柳勇君　日曜出勤手当で支給されるのはわかりますよ。日曜にあぶれたので休業手当ということとは理解できないじゃないですか。しかも、一億二千万の金は、許可するまではよろしいでしょう。二割五分あるいは四割の割り増しはいいいでしょう。普通日曜出勤する場合に労働基準法で定めているのだから、二割五分というのは、日本だって労働基準法で定めているのだから、それはいいでしょう。しかし、その金は日曜に働いた労働者にいくべき金である。日曜に仕事をさしたからと会社がつとるべき金じゃないと思うのだが、それはどうなんですか。

○政府委員(佐藤肇君) 実は、ただいまの話は両方のお話がありますので、両方うちよつとこんがらかっているわけでございますが、一つは、一億二千万円と申しますのは、これは神戸港だけの特殊事情でございますして、船内荷役業者を確保すると

いう意味で、採算上、船内荷役業者の口数確保してほしいということ、船主と船内運送事業者との間で話し合いがついて、その金を月々一千万円程度出しておる。ですから、これが一億三千万円になるわけでございますして、これにつきましては、先ほど基準局長から、出ても仕事がないときにはその金を支払っているということを申し上げたわけでございます。それで、私、基準局長から

もう一ぺんお話をしても良かったのですが、そのときに、たまたま日曜、祝日のときの四割ないし二割五分というのを混同いたしましたして、ですから、神戸の問題はいまのようなあふれ賃として出したものが年間で約一億二千万円ということでございます。もう一つ、この日曜、祝日の場合は、これは本来であれば、いまおっしゃられましたように、二割五分以上というのが労働基準法上の日曜出勤の場合の割増し賃金でございますから、当然それというものを料金に盛り込めばいいわけでございます。ところが、この問題が起きましたのは去年のたしか八月か九月ごろだったと思うのでございます。ちょうど九月に港湾運送事業の料金の値上げをいたしましたして、それがきまった直後でござ

います。さらに、この問題だけで料金改定ということは非常にむずかしい段階にいったわけでございます。たまたまこの運送事業料金体系の中には割り増し特別料金というものがございまして、その一つとして強行荷役割り増し料というものがあるわけでございます。それを適用いたしまして、船舶主と運送事業者の間の話し合いで、日曜、祝日に荷役をやらしたときには、割り増し料金として、外航船は四割、国内船は二割五分、こういうものがきまつたわけでございます。それから、それを今度は実際に労働者に支払うという段階になりますと、基準法からいきますと二割五分以上で

でございますが、それを全部支払うかどうかということまでは、私どものほうでこれを規制することはできないわけでございます。

○国務大臣(石田博英君) 私のところでは所管をしておる範囲において、いま関係者から聴取いたした

ましたことをまゝとめてお答えをいたしたいと思ひます。

これは問題が二つあるようでございます。一つは、荷役業者に対して船主が一定の仕事数を約束しておる。その一定の仕事数に達しない場合のあぶれ料として大体月一千万円程度のを払つておる。それは必要労働者を確保するためとか、その他事情はいろいろありましようが、とにかくあ

る一定の口数に達しないものについての補償準備金みたいなものとして扱つておる。しかし、実際に約束しただけの仕事があった場合においては、あとで精算をしてそれを差引く、こういうことのようにございます。第一の問題は、これはあぶれの問題。

もう一つの問題は、日曜出勤の四割と二割五分の問題が残ってくるわけですが、その場合は基準法によつて、二割五分以上日曜出勤をさした者に対して払わなければならぬのでありますから、この場合は、私どもは、払わない者に対しては基準法上の監督を嚴重に実施をいたしておる次第であります。そこで、残つておりますあのほうの問題、四割と二割五分取つたやつが現状は一

体どうなつておるか。こちらは違反事項の摘発のみでございますが、至急にひとつ現状についても監督を実施いたしまして、御報告申し上げたいと思ひます。

○小柳勇君　もう一点、くどいようですが、日曜出勤の場合の賃金、支払ひの実績を把握しておられるかどうか。平常は一日五百円であるけれども、日曜の場合には六百円でございますが、そういう実態を把握しておられるかどうかという点。それから、今度の港湾労働法ができたら、そのような船主から荷役業者の月に一千万円出す必要があるのかどうか、その

○政府委員(村上茂利君) 神戸港に特有な問題と、それから、休日出勤の問題とに分けてお答えしたいと思いますのですが、ただいま大臣から神戸港の場合のお答えがございましたが、ちよつと趣旨

を補足していただきますが、昭和三十七年六月以来、船内荷役口数増強協力金という制度が設けられております。それがいま御指摘になっておるように、千百万円ほど毎月支給されるというものでございます。これは荷役の能率を増進させるために、荷役業者に對して、労働者をうんと集めて、そうして取り扱い口数を増加してくれるようにという趣旨のお金でございます。ところが、集めたけれども、口数が逆に足りなくてあふれてしまふという場合がございますので、面着はしたけれども仕事はなかつたという場合が出てくるわけでありまして、その際に、その千百万円の月々もらう金を原資にいたしまして、三百五十円ばかりだけしか払わなかつたというのが従来の慣行で、それは労働基準法違反じゃないか——これはむしろ休業手当的なものだから、平均賃金の六〇％以上を支払うべしという指導を行ない、本年一月一日からそのように改めさせましたということでございます。それはそれなりに一応の改善をみたところでございまして、今度はその問題とは全然別に、休日労働をさせた場合の割増し賃金が支払われておるかどうかという問題は、単に神戸港にとどまらざる一般的な問題でございます。この点につきましては、ただいま、手元にその違反件数等につきましての資料はございませんが、一般的に申し上げますと、港湾荷役関係の監督は、一年間に全事業場について監督をいたしておりますが、その際の監督の重点は、第一は、災害対策関係、それと並行いたしまして、第二は、休日労働、長時間労働と関連した割増し賃金の支払いという問題を監督の最重要点にいたしております。もちろん違反件数もございまして、手元にいま資料がございませんで、お許しをいただきます。

○小柳勇君 第二の問題は、今度の労働法ができたから、その金が必要なんですか。

○政府委員(有馬元治君) 千百万円の協力金の問題ですが、これは港湾労働法ができましたら、この対象労働者が常用労働者になるか、登録日雇い労働者になるかによって問題は分かれてまいりま

す。常用労働者であれば、当然休業補償の問題になつてきますし、日雇い登録労働者であれば調整手当の問題になつてきます。したがって、先ほどから港湾局長が御説明になりましたように、この協力金が現行料金制度の中でまかなわれておればそれでいいと思いますが、われわれのほうの労働法の立場から申しますならば、対象の労働者がどつちの種類になるかによって性質が分かれてくると思ひます。いずれにしても、港湾労働法の施行後においては問題ははっきりしてまいらうと思ひます。

○小柳勇君 ことばじりじゃありませんけれども、常用労働者のほうが主体であるということとは間違いないですが、日雇い労働者というのは、これはなるべく減らさなければならぬ。常用労働者というものが主体であるという意味でしょう。そうしますと、いまの答弁は、これはこじつけになりますから。ただ、神戸だけにだけ荷役増強協力金というものが必要であるか、ほかのところにはない、神戸だけに月に一千百万円必要になる、この点はどうなんですか。

○政府委員(佐藤肇君) 常用労働者と日雇い労働者の比率でございますが、神戸港は、船内荷役につきましては非常に常用労働者が少なく、日雇い労働者が多いわけでございます。したがって、いまこつちの特殊事情から神戸港だけがこつちの制度をとつてゐるのだと思ひます。

○小柳勇君 けさからの議論で、神戸の暴力団の話が再々出てまいりましたが、こつちの荷役増強協力金などというものはそんなものとの関連はないでしようね。たとえば門前雇用の親分衆に対する船会社からの協力資金、そういうものではないでしようね。

○政府委員(佐藤肇君) これはいまのようなことで神戸の市会の問題になつたわけでございますが、それに対して、私が神戸の新聞紙上で見たところによりますと、このあふれ賃と称される金は、労働者が不就労された場合に確実に払われ

てゐるということが現地の基準監督署長の言として出ておつたわけでございます。したがって、私といたしましては、これが手配その他に行金でなくて、労働者に不就労手当として渡つておるものと思つております。

○小柳勇君 市会でも問題になつたことは私もいふまでもなく聞きましたけれども、こつちの市会の問題があつて、現地の基準局がそれを証言しておつたという証言を出してもいい。現地の神戸の労働基準局が調査した結果、日曜の出勤に支払つた事実があるという証言をなされたそうだから、日曜でなくして、あふれ手当の。いまでも港湾局長はこれが必要であると思つておるのですか。神戸だけはどうしてもこの金を出さなければならぬと考へておられるのですか。

○政府委員(佐藤肇君) この制度は、昭和三十七年、非常に船込みのときに起つたわけでございます。長い契約と云ふことでなくて、毎年両者が話し合つて、こつちのものを、そのときに金額には多寡があるようでございますが、やつておられます。そうしてだんだん貨物量がふえてくるとこつちのこともあつて思ひますけれども、確保すべき口数を船主のほうはよく要望すると、したがって、金額がふえてゐるというやうなことでございまして、私といたしましては決して好ましいものとは思つておりませんが、神戸の特殊事情から見て、現在はやむを得ないものではないかと思ひます。

○小柳勇君 全国にたくさん港があるのに、神戸の港だけこれが年間一億何千万の協力資金が必要だといまでも考へておられますか。

○政府委員(佐藤肇君) これは要するにピークが非常に大ききうございまして、月末、月初とそうでないときの船の入り方が、月末、月初に非常に船が込むわけでございます。したがって、多数の労働者をかかえておられます。遊歩期間といふものが月末、月初以外には相当多い、こつちのことから考へておるわけでございます。で、一千万円といふことを申し上げたわけでございます

が、一カ月における神戸港の実績として、船内荷役量というものは大体五億四程度でございます。その中の一千万円でございますし、私自身としては好ましいとは思ひませんが、両者が話し合つてきめて確保してもらつておるという実情から見まして、現段階におきましてはやむを得ないものだと、こつちのふり思つておるわけでございます。

○小柳勇君 最後に労働大臣に。これは新しい労働法ができるんですが、港湾労働法という、近代化していかなければならぬ港の姿というものを描いてみまして、まあ常用を中心として考へるならば、いふような増強協力金などというものは、もちろん日曜出勤、休日出勤に對する割増し賃金は常識ですから、それは除外いたします。また、あふれ問題については調整手当なども考へなければならぬ。特に神戸だけこつちの金が必要である、新しい労働法ができて必要であるとは思ひませんが、ひとつ早急に検討されて、この問題はわれわれが理解のできるやうな解決をしてもらいたいと思ひますが、いかがでしようか。

○国務大臣(石田博英君) いまの一千百万円の何とか協力金といふのは、日雇い労働のあふれ手当的な性格のものであるといひます。ならば、この法律ができますと、これは調整基金になるわけでありまして、自然解消されるべきであり、荷役業者がその負担するだけ余力があるならば、それは業者の協力義務のほうへでも回してもらふべき性格のものであると思ひます。常用工に對しては、もしそれが必要であるとするならば、神戸だけに限るのは非常におかしい話でありますから、これは廃止する方向へ持つていくべき性質のもので、また、これも余力があるなら、一般にこの制度に對する協力として行なわれるべきものだと考へております。

○委員長(藤田藤太郎君) 私も一つ質問をしたいんですが、佐藤港務局長に質問したいんですが、日本、日本の船員が外国の船に乗りましたら外国

の賃金をもらいますね。外国のオーバータイムは五〇％ですね、割り増し賃金は。日本は二五％だから、実態は、外国は一〇％まで四〇％、それはオーバータイム料金の比率で、全部の賃金と言いませんけれども、そういう比率で外国から四〇％とっているんですから、とった分はとって、国内は二五％で割り増し金を払うということに問題があるはしませんかという気が私はしているんですけれども、そういうところはいろいろ認識をとっておられるか、ちょっとこの際聞い

ておきます。

○政府委員(佐藤肇君) この四割、二割五分の問題が起りました端緒は、船内荷役の労働組合と船内荷役業者との間で、船内荷役の労働組合からは、日曜、祝日に休みたいという要望があったわけでございます。そこで、その休みたいということに対して、船主としては休まれないで、こういふことで、大体当初は労使の話し合いから始まっているわけでございます。この問題が解決しないままに、九月から十月にかけて日曜、祝日に荷役拒否ということがございました。そういう中で運輸大臣が調停をいたしまして、この荷役業者と船主との間に四割ないし二割五分というものをきめたわけでございますが、そのときに外航船主が一番困った。そこで、外航船主と船内荷役業者の間の調整をやったわけでございますが、外航船主にとりましては、四割というものは負担し得る額だったわけでございますが、国内の小さい船を扱っている定期船業者にとっては、四割というのは非常に過重な金でありまして、その後ネゴシエーションを重ねて二割五分というものがきまったわけでございます。したがって、これは港湾運送事業者と船主との間の話し合いでありまして、実際の労働者にどれくらい金が渡るかというところは、そのことの始まりが、労使の間の話し合いで、日曜は休みたいというのを日曜にも出勤して働きたい、こういうことできまったわけ

た者は少なく渡っているというところは考えられないのでございまして、この間でどれだけ国内船の場合に労働者が収受し、また、外航船のときにはどれだけ労働者が収受しているかということとはわかりませんが、港ごとに労使の間で話し合いをつけて日曜出勤の場合の割り増し賃金をきめてやっていると思つてゐるわけでございます。

○委員長(藤田藤太郎君) ちょっと一言言うておくれけれども、あなたのことを尋ねているわけじゃないのです。外国はオーバータイムの割り増しはみんな五〇％なんです。それを比率で、外国船は日本へ来ても五〇％払わなければならないを、一〇％まで減らして四〇％でやっているわけでしょう。そのことの理解の上に立つて割り増しの問題を、金額を賃金にやれとは私は言いませんけれども、そういう理解に立たなければ問題があらはれません。かといふことを聞いているのです。取りきめのことを聞いているわけじゃないのです。佐藤港務局長、何かありますか。

○政府委員(佐藤肇君) 外航船と申しましたのは外国船ではございせん、日本の船で外航に従事している船でございせん。それから、国内船といふのは、日本の船で国内の定期航路に従事している船でございせん。

○委員長(藤田藤太郎君) 委員の異動についてお知らせいたします。本日、館野二君が委員を辞任され、その補欠として日高広為君が選任されました。また、山本杉君が委員を辞任され、その補欠として斎藤昇君が選任されました。

○委員長(藤田藤太郎君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(藤田藤太郎君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

す。——別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(藤田藤太郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

港湾労働法案(閣法第八六号)を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田藤太郎君) 全会一致と認めます。

よって本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○杉山善太郎君 私は、各会派の御了承を得まして、ただいま可決されました港湾労働法案に対して、各派共同の附帯決議案を提出いたします。まず、案文を朗読いたします。

港湾労働法案に対する附帯決議案

政府は、港湾労働法の運用に關し次の事項について、すみやかにその実現を期するよう要望する。

一、可及的すみやかに、本法の全面的施行をはかること。

二、本法の適用対象港湾の範囲を拡大すること。

三、港湾労働者の常用化を促進し、日雇港湾労働者に依存する割合をできるかぎり低減させる方途を講ずること。

四、日雇港湾労働者の雇入については、暴力の介入等の弊害を生ずることのないよう厳正な措置を講ずること。

五、港湾運送事業法と本法とは密接不可分に關連しているため、本法を効果的に実施するために、本法違反者に対する許認可等については厳重な規制を行なうこと。

六、本法の施行について労使関係の意見が充分反映されるよう港湾調整審議会の組織構成について充分配慮すること。

右決議する。

以上でございます。何とぞ御審議の上、御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(藤田藤太郎君) ただいま述べられました杉山君提出の附帯決議案を議題といたします。杉山君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田藤太郎君) 全会一致と認めます。

よって杉山君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、石田労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。石田労働大臣。

○国務大臣(石田博英君) 政府提出の港湾労働法案を満場一致で御可決願ひまして、まことにありがとうございます。政府といたしましては、審議の過程に生じました各委員の御議論を十分尊重いたしまして、この法の目ざしますところの成果をあげるように努力をいたす所存でございます。同時に、ただいまやはり全会一致で御決議に相なりました附帯決議につきましまして、政府はこれを全面的に尊重いたしまして、その実現のために全力を尽くしたいと存じます。

○委員長(藤田藤太郎君) なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましまして、これを委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(藤田藤太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

別に御発言もなければ、本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十三分散会

四月三十日本委員会に左の案件を付託された。

一、健康保険制度改悪反対等に関する請願(第一八六六号)(第一八六七号)(第一九一三号)

(第一九三八号)(第一九六七号)(第二〇一一号)

一、療養業務(医療類似行為)の新規開業の制度化に関する諸願(第一八八〇号)(第一九三七号)

一、健康保険に対する国庫補助金増額に関する諸願(第一八八三三三)

一、日雇労働者健康保険法改悪反対等に関する諸願(第一九二二二二)

一、引揚医師の免許及び試験の特別に関する諸願(第一九六九号)(第二〇七八号)

一、アンブル入りかぜ薬に関する諸願(第一九七七号)

一、各種医療保険制度の統合に関する諸願(第一九八八号)

一、労働者の賃金一律八千四百引上等等に関する諸願(第二〇二二二二)(第二〇一三三三)(第二〇一四四四)(第二〇一五五五)(第二〇一六六六)(第二〇一七七七)(第二〇一八八八)(第二〇一九九九)(第二〇二〇〇〇)(第二〇二一一一)(第二〇二二二二)(第二〇二三三三)(第二〇二四四四)

一、戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する諸願(第二〇四四四)

一、診療事故調停処理機関等設置に関する諸願(第二〇四七七)

一、原水爆被害者援護法制定等に関する諸願(第二〇四八八)

一、原爆被害者援護法制定、「原子爆弾被害者の医療等に関する法律」改正等に関する諸願(第二〇四九九)

一、日雇労働者健康保険の制度安定及び内容改善に関する諸願(第二〇五〇〇)(第二〇五一一一)(第二〇五二二二)

一、老後の生活保障のための年金制度改革に関する諸願(第二〇六七七)

健康保険制度改悪反対等に関する諸願(四通) 諸願者 三重県員弁郡藤原村藤立 三輪竜

第一八六六号 昭和四十年四月十六日受理

健康保険制度改悪反対等に関する諸願(四通) 諸願者 三重県員弁郡藤原村藤立 三輪竜

健康保険制度改悪反対等に関する諸願(四通) 諸願者 三重県員弁郡藤原村藤立 三輪竜

健康保険制度改悪反対等に関する諸願(四通) 諸願者 三重県員弁郡藤原村藤立 三輪竜

健康保険制度改悪反対等に関する諸願(四通) 諸願者 三重県員弁郡藤原村藤立 三輪竜

紹介議員 雄外二万六千九百八十五名 永岡 光治君

この諸願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第一八六七号 昭和四十年四月十六日受理

健康保険制度改悪反対等に関する諸願(四通) 諸願者 長野県上伊那郡高遠町 伊藤幸人 外九千八百六十七名

紹介議員 野上 元君

この諸願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第一九一三三三 昭和四十年四月十七日受理

健康保険制度改悪反対等に関する諸願(四通) 諸願者 北海道旭川市東町三 高橋操外一万三千二百八十六名

紹介議員 野上 元君

この諸願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第一九三八号 昭和四十年四月十九日受理

健康保険制度改悪反対等に関する諸願(四通) 諸願者 栃木県那須郡那須町一區 松井一郎外二万六千九百九十四名

紹介議員 野上 元君

この諸願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第一九七六六六 昭和四十年四月二十日受理

健康保険制度改悪反対等に関する諸願(四通) 諸願者 群馬県勢多郡富士見村小暮 小林朝夫外二万九百九十七名

紹介議員 野上 元君

この諸願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二〇一一一 昭和四十年四月二十一日受理

健康保険制度改悪反対等に関する諸願(四通) 諸願者 長野県上田市丸堀 金井美恵外四万七千五百一十一名

第一八八〇号 昭和四十年四月十六日受理

療養業務(医療類似行為)の新規開業の制度化に関する諸願

諸願者 佐賀県武雄市松原町三 土井義郎

紹介議員 鍋島 直昭君

この諸願の趣旨は、第一七九五号と同じである。

第一九三七七 昭和四十年四月十九日受理

療養業務(医療類似行為)の新規開業の制度化に関する諸願

諸願者 岩手県北上市高砂町 沢田長作

紹介議員 渡辺 勲吉君

この諸願の趣旨は、第一七九五号と同じである。

第一八八三三三 昭和四十年四月十六日受理

健康保険に対する国庫補助金増額に関する諸願

諸願者 福島県議会議員 鈴木 省吾

紹介議員 石原幹市郎君

この諸願の趣旨は、第一六七四号と同じである。

第一九一二二 昭和四十年四月十七日受理

日雇労働者健康保険法改悪反対等に関する諸願

諸願者 神戸市兵庫区水本通五ノ五兵衛東

紹介議員 松澤 兼人君

この諸願の趣旨は、第一四〇七号と同じである。

第一九六九九 昭和四十年四月二十日受理

引揚医師の免許及び試験の特例に関する諸願

諸願者 長野県飯山市照岡一九九 渡辺要

紹介議員 丸茂 重良君

「医師及び歯科医師の免許及び試験の特例に関する法律」は、昭和三十七年十二月三十一日限りでその効力を失ったが、まだ試験に合格していない引揚医師等のため、今後なお二箇年を限り、本法律を復活せられたとの諸願

理由

試験合格に一途の希望をつないできた引揚医師等は、該法律の期限が切れた今日、唯一の光明への

みちも完全に閉ざされ、家族とともに手を取り合

つて悲嘆の涙にくれている。

願意が達成せられ、幸にして特例法の恩典に浴することができ、試験に合格したあかつきには、当局の指示に従い、率先して医療奉仕をすることを誓うものである。

第二〇七八号 昭和四十年四月二十二日受理

引揚医師の免許及び試験の特例に関する諸願

諸願者 新潟市末広通四ノ二四八 山田勇

紹介議員 佐藤 芳男君

この諸願の趣旨は、第一九六九九号と同じである。

第一九九七号 昭和四十年四月二十一日受理

アンブル入りかぜ薬に関する諸願

諸願者 滋賀県議会議員 岸本久一郎

紹介議員 西川甚五郎君

今般のアンブル入りかぜ薬事件を契機として、この種のかぜ薬は、国の要望もあり自主的回収措置がとられたが、これによつて本県中小企業の受けた被害はじん大であるから、すみやかに左記の措置を講ぜられたとの諸願。

一、アンブル入りかぜ薬事件の原因を解明し、これに関する諸般の指導方針を明らかにすること。

二、製薬中小企業者に対する金融等について具体的な格別の配慮を行ない、かつ、回収品および在庫品の取扱について明確に指示すること。

第一九八八号 昭和四十年四月二十一日受理

各種医療保険制度の統合に関する諸願

諸願者 滋賀県議会議員 岸本久一郎

紹介議員 西川甚五郎君

各種医療保険間の格差を是正するため、各種医療保険の制度を一本化するとともに、医療保険の機会均等と負担の合理化を図るため、抜本的な改善等を講ぜられたとの諸願。

第一九八八号 昭和四十年四月二十一日受理

各種医療保険制度の統合に関する諸願

諸願者 滋賀県議会議員 岸本久一郎

紹介議員 西川甚五郎君

各種医療保険間の格差を是正するため、各種医療保険の制度を一本化するとともに、医療保険の機会均等と負担の合理化を図るため、抜本的な改善等を講ぜられたとの諸願。

第一九八八号 昭和四十年四月二十一日受理

各種医療保険制度の統合に関する諸願

諸願者 滋賀県議会議員 岸本久一郎

紹介議員 西川甚五郎君

各種医療保険間の格差を是正するため、各種医療保険の制度を一本化するとともに、医療保険の機会均等と負担の合理化を図るため、抜本的な改善等を講ぜられたとの諸願。

第一九八八号 昭和四十年四月二十一日受理

各種医療保険制度の統合に関する諸願

諸願者 滋賀県議会議員 岸本久一郎

紹介議員 西川甚五郎君

各種医療保険間の格差を是正するため、各種医療保険の制度を一本化するとともに、医療保険の機会均等と負担の合理化を図るため、抜本的な改善等を講ぜられたとの諸願。

第一九八八号 昭和四十年四月二十一日受理

各種医療保険制度の統合に関する諸願

諸願者 滋賀県議会議員 岸本久一郎

紹介議員 西川甚五郎君

各種医療保険間の格差を是正するため、各種医療保険の制度を一本化するとともに、医療保険の機会均等と負担の合理化を図るため、抜本的な改善等を講ぜられたとの諸願。

第一九八八号 昭和四十年四月二十一日受理

各種医療保険制度の統合に関する諸願

諸願者 滋賀県議会議員 岸本久一郎

紹介議員 西川甚五郎君

各種医療保険間の格差を是正するため、各種医療保険の制度を一本化するとともに、医療保険の機会均等と負担の合理化を図るため、抜本的な改善等を講ぜられたとの諸願。

第一九八八号 昭和四十年四月二十一日受理

各種医療保険制度の統合に関する諸願

諸願者 滋賀県議会議員 岸本久一郎

紹介議員 西川甚五郎君

各種医療保険間の格差を是正するため、各種医療保険の制度を一本化するとともに、医療保険の機会均等と負担の合理化を図るため、抜本的な改善等を講ぜられたとの諸願。

第一九八八号 昭和四十年四月二十一日受理

各種医療保険制度の統合に関する諸願

諸願者 滋賀県議会議員 岸本久一郎

紹介議員 西川甚五郎君

各種医療保険間の格差を是正するため、各種医療保険の制度を一本化するとともに、医療保険の機会均等と負担の合理化を図るため、抜本的な改善等を講ぜられたとの諸願。

第一九八八号 昭和四十年四月二十一日受理

各種医療保険制度の統合に関する諸願

諸願者 滋賀県議会議員 岸本久一郎

紹介議員 西川甚五郎君

各種医療保険間の格差を是正するため、各種医療保険の制度を一本化するとともに、医療保険の機会均等と負担の合理化を図るため、抜本的な改善等を講ぜられたとの諸願。

第一九八八号 昭和四十年四月二十一日受理

各種医療保険制度の統合に関する諸願

諸願者 滋賀県議会議員 岸本久一郎

紹介議員 西川甚五郎君

各種医療保険間の格差を是正するため、各種医療保険の制度を一本化するとともに、医療保険の機会均等と負担の合理化を図るため、抜本的な改善等を講ぜられたとの諸願。

第一九八八号 昭和四十年四月二十一日受理

各種医療保険制度の統合に関する諸願

諸願者 滋賀県議会議員 岸本久一郎

紹介議員 西川甚五郎君

各種医療保険間の格差を是正するため、各種医療保険の制度を一本化するとともに、医療保険の機会均等と負担の合理化を図るため、抜本的な改善等を講ぜられたとの諸願。

第一九八八号 昭和四十年四月二十一日受理

各種医療保険制度の統合に関する諸願

諸願者 滋賀県議会議員 岸本久一郎

紹介議員 西川甚五郎君

各種医療保険間の格差を是正するため、各種医療保険の制度を一本化するとともに、医療保険の機会均等と負担の合理化を図るため、抜本的な改善等を講ぜられたとの諸願。

第一九八八号 昭和四十年四月二十一日受理

各種医療保険制度の統合に関する諸願

諸願者 滋賀県議会議員 岸本久一郎

紹介議員 西川甚五郎君

各種医療保険間の格差を是正するため、各種医療保険の制度を一本化するとともに、医療保険の機会均等と負担の合理化を図るため、抜本的な改善等を講ぜられたとの諸願。

第一九八八号 昭和四十年四月二十一日受理

各種医療保険制度の統合に関する諸願

諸願者 滋賀県議会議員 岸本久一郎

紹介議員 西川甚五郎君

各種医療保険間の格差を是正するため、各種医療保険の制度を一本化するとともに、医療保険の機会均等と負担の合理化を図るため、抜本的な改善等を講ぜられたとの諸願。

第一九八八号 昭和四十年四月二十一日受理

各種医療保険制度の統合に関する諸願

諸願者 滋賀県議会議員 岸本久一郎

紹介議員 西川甚五郎君

各種医療保険間の格差を是正するため、各種医療保険の制度を一本化するとともに、医療保険の機会均等と負担の合理化を図るため、抜本的な改善等を講ぜられたとの諸願。

第一九八八号 昭和四十年四月二十一日受理

各種医療保険制度の統合に関する諸願

諸願者 滋賀県議会議員 岸本久一郎

紹介議員 西川甚五郎君

各種医療保険間の格差を是正するため、各種医療保険の制度を一本化するとともに、医療保険の機会均等と負担の合理化を図るため、抜本的な改善等を講ぜられたとの諸願。

第一九八八号 昭和四十年四月二十一日受理

各種医療保険制度の統合に関する諸願

諸願者 滋賀県議会議員 岸本久一郎

紹介議員 西川甚五郎君

各種医療保険間の格差を是正するため、各種医療保険の制度を一本化するとともに、医療保険の機会均等と負担の合理化を図るため、抜本的な改善等を講ぜられたとの諸願。

第一九八八号 昭和四十年四月二十一日受理

各種医療保険制度の統合に関する諸願

諸願者 滋賀県議会議員 岸本久一郎

紹介議員 西川甚五郎君

各種医療保険間の格差を是正するため、各種医療保険の制度を一本化するとともに、医療保険の機会均等と負担の合理化を図るため、抜本的な改善等を講ぜられたとの諸願。

第一九八八号 昭和四十年四月二十一日受理

各種医療保険制度の統合に関する諸願

諸願者 滋賀県議会議員 岸本久一郎

紹介議員 西川甚五郎君

各種医療保険間の格差を是正するため、各種医療保険の制度を一本化するとともに、医療保険の機会均等と負担の合理化を図るため、抜本的な改善等を講ぜられたとの諸願。

第一九八八号 昭和四十年四月二十一日受理

各種医療保険制度の統合に関する諸願

諸願者 滋賀県議会議員 岸本久一郎

紹介議員 西川甚五郎君

各種医療保険間の格差を是正するため、各種医療保険の制度を一本化するとともに、医療保険の機会均等と負担の合理化を図るため、抜本的な改善等を講ぜられたとの諸願。

第一九八八号 昭和四十年四月二十一日受理

各種医療保険制度の統合に関する諸願

諸願者 滋賀県議会議員 岸本久一郎

紹介議員 西川甚五郎君

各種医療保険間の格差を是正するため、各種医療保険の制度を一本化するとともに、医療保険の機会均等と負担の合理化を図るため、抜本的な改善等を講ぜられたとの諸願。

第一九八八号 昭和四十年四月二十一日受理

各種医療保険制度の統合に関する諸願

諸願者 滋賀県議会議員 岸本久一郎

紹介議員 西川甚五郎君

各種医療保険間の格差を是正するため、各種医療保険の制度を一本化するとともに、医療保険の機会均等と負担の合理化を図るため、抜本的な改善等を講ぜられたとの諸願。

第一九八八号 昭和四十年四月二十一日受理

各種医療保険制度の統合に関する諸願

諸願者 滋賀県議会議員 岸本久一郎

紹介議員 西川甚五郎君

各種医療保険間の格差を是正するため、各種医療保険の制度を一本化するとともに、医療保険の機会均等と負担の合理化を図るため、抜本的な改善等を講ぜられたとの諸願。

第一九八八号 昭和四十年四月二十一日受理

各種医療保険制度の統合に関する諸願

諸願者 滋賀県議会議員 岸本久一郎

紹介議員 西川甚五郎君

各種医療保険間の格差を是正するため、各種医療保険の制度を一本化するとともに、医療保険の機会均等と負担の合理化を図るため、抜本的な改善等を講ぜられたとの諸願。

第一九八八号 昭和四十年四月二十一日受理

各種医療保険制度の統合に関する諸願

諸願者 滋賀県議会議員 岸本久一郎

紹介議員 西川甚五郎君

各種医療保険間の格差を是正するため、各種医療保険の制度を一本化するとともに、医療保険の機会均等と負担の合理化を図るため、抜本的な改善等を講ぜられたとの諸願。

第一九八八号 昭和四十年四月二十一日受理

各種医療保険制度の統合に関する諸願

諸願者 滋賀県議会議員 岸本久一郎

紹介議員 西川甚五郎君

各種医療保険間の格差を是正するため、各種医療保険の制度を一本化するとともに、医療保険の機会均等と負担の合理化を図るため、抜本的な改善等を講ぜられたとの諸願。

第一九八八号 昭和四十年四月二十一日受理

各種医療保険制度の統合に関する諸願

諸願者 滋賀県議会議員 岸本久一郎

紹介議員 西川甚五郎君

各種医療保険間の格差を是正するため、各種医療保険の制度を一本化するとともに、医療保険の機会均等と負担の合理化を図るため、抜本的な改善等を講ぜられたとの諸願。

第一九八八号 昭和四十年四月二十一日受理

各種医療保険制度の統合に関する諸願

諸願者 滋賀県議会議員 岸本久一郎

紹介議員 西川甚五郎君

各種医療保険間の格差を是正するため、各種医療保険の制度を一本化するとともに、医療保険の機会均等と負担の合理化を図るため、抜本的な改善等を講ぜられたとの諸願。

第一九八八号 昭和四十年四月二十一日受理

各種医療保険制度の統合に関する諸願

諸願者 滋賀県議会議員 岸本久一郎

紹介議員 西川甚五郎君

各種医療保険間の格差を是正するため、各種医療保険の制度を一本化するとともに、医療保険の機会均等と負担の合理化を図るため、抜本的な改善等を講ぜられたとの諸願。

第一九八八号 昭和四十年四月二十一日受理

各種医療保険制度の統合に関する諸願

諸願者 滋賀県議会議員 岸本久一郎

紹介議員 西川甚五郎君

各種医療保険間の格差を是正するため、各種医療保険の制度を一本化するとともに、医療保険の機会均等と負担の合理化を図るため、抜本的な改善等を講ぜられたとの諸願。

理由

国民皆保険制度の充実によつて給付内容も逐年改善され、その利用度も高まつてゐるが、昨年の保険行政は、時代の進歩、経済の変化に従ひ、それぞれ運営上、問題を提起してゐる。

第二〇一二号 昭和四十年四月二十一日受理
労働者の賃金一律八千円引上げ等に関する請願
請願者 東京都品川区東大井三ノ二〇ノ二
二 村木一外五十八名

紹介議員 鈴木 壽君

憲法に保障されている労働者の最低生活の維持と、労働基本権の完全な確立を責任をもつて保障するため、左記事項の実現に努力されることを強く要望するとの請願。

一、すべての労働者に一律八千円以上の賃上げを行なうこと。

二、全国一律一万四千円の最低賃金を制定し、全国全産業労働者に適用すること。

三、ILO条約第八十七号の即時批准を行なうとともに、官公労働者の団交権、スト権を完全に保障すること。

四、労働基準法を改正し週休二日、週四十時間の労働制を確立すること。

五、労働災害に対する監督の強化と災害保障を万全ならしめること。

六、健康保険関係三法及び厚生年金法改悪を即時中止し、社会保障制度の拡充を図ること。

理由

春闘共闘委員会に結集した百六十組合、六百七十六万名の組合員は、最近の物価高、重税のため、苦しい生活に追い込まれてゐる。加えて約三百万人といわれる官公労働者は、団交権、スト権をはく奪され、特にひどい低賃金の状態におかれてゐる。また今日わが国には、一万四千円以下の労働者が約六百万人ゐるといわれており、これらの労働者は、労働時間、その他の労働条件の面でもひどい状態におかれてゐる。このように労働者の生活と権利が外国と比べてきわめてひどい条件に

おかれてゐるのは、明らかに政府の経済、労働政策の貧困に基づくものである。

第二〇一三三号 昭和四十年四月二十一日受理
労働者の賃金一律八千円引上げ等に関する請願
請願者 東京都板橋区南町五四 鈴木幸一
郎外六十名

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第二〇一二号と同じである。

第二〇一四四号 昭和四十年四月二十一日受理
労働者の賃金一律八千円引上げ等に関する請願
請願者 東京都大田区東糀谷四ノ五ノ一
入倉政一外六十名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第二〇一二号と同じである。

第二〇一五五号 昭和四十年四月二十一日受理
労働者の賃金一律八千円引上げ等に関する請願
請願者 東京都中野区宮園通り五ノ三六
湯本宏外六十一名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二〇一二号と同じである。

第二〇一六六号 昭和四十年四月二十一日受理
労働者の賃金一律八千円引上げ等に関する請願
請願者 東京都中野区西町一七 吉田多美
雄外七十三名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第二〇一二号と同じである。

第二〇一七七号 昭和四十年四月二十一日受理
労働者の賃金一律八千円引上げ等に関する請願
請願者 東京都大田区東糀谷四ノ五ノ一
大津昇外八十名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第二〇一二号と同じである。

第二〇一八八号 昭和四十年四月二十一日受理
労働者の賃金一律八千円引上げ等に関する請願
請願者 東京都大田区東糀谷四ノ五ノ一
吉田秀雄外八十九名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第二〇一二号と同じである。

第二〇一九九号 昭和四十年四月二十一日受理
労働者の賃金一律八千円引上げ等に関する請願
請願者 東京都新宿区原町三ノ二五九 古
場隆男外九十名

紹介議員 光村 甚助君

この請願の趣旨は、第二〇一二号と同じである。

第二〇二〇〇号 昭和四十年四月二十一日受理
労働者の賃金一律八千円引上げ等に関する請願
請願者 東京都足立区花畑町一八〇 福田
健二外九十一名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第二〇一二号と同じである。

第二〇二二二号 昭和四十年四月二十一日受理
労働者の賃金一律八千円引上げ等に関する請願
請願者 東京都港区芝田村町六ノ二 西村
由美外百名

紹介議員 相澤 重明君

この請願の趣旨は、第二〇一二号と同じである。

第二〇二二三号 昭和四十年四月二十一日受理
労働者の賃金一律八千円引上げ等に関する請願
請願者 東京都八王子市本町 木村光典外
七十名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第二〇一二号と同じである。

第二〇二二三号 昭和四十年四月二十一日受理
労働者の賃金一律八千円引上げ等に関する請願
請願者 埼玉県大宮市大成町一ノ二六四

水村常松外七十名
紹介議員 大河原一吉君
この請願の趣旨は、第二〇一二号と同じである。

第二〇二四四号 昭和四十年四月二十一日受理
労働者の賃金一律八千円引上げ等に関する請願
請願者 千葉県松戸市大橋四五五 吉沢磯
吉外八十名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第二〇一二号と同じである。

第二〇四〇〇号 昭和四十年四月二十一日受理
戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願(五通)
請願者 埼玉県春日部市大字樋堀二二三
関根あき外四名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第一六六〇号と同じである。

第二〇四七号 昭和四十年四月二十二日受理
診療事故調停処理機関等設置に関する請願
請願者 横浜市鶴見区鶴見町六三八 堀内
君子外五名

紹介議員 曾根 益君

患者の生命の尊重及び人権擁護上必要な左記事項の実現を図らねばならぬとの請願。

一、診療事故を処理するための中立的調停機関を設置すること。

二、診療基準を全国的に規格化、標準化、統一し、医師賠償保険制度を設置すること。

三、医事裁判所並びに国立技術機関(公正な解剖鑑定、検査等)を設置すること。

四、死亡診断書、診療録を監査する制度を確立し、公正に実施すること。

理由

一、診療の事故のため被害を受けた患者又は遺族にとつて、訴訟裁判制度は利用しやすいものでない関係上、泣き寝入りか、やみに葬られるこ

とが多いから、中立的立場の人々による裁定機関を設置し、家庭裁判所のように調停の段階で解決していただきたい。

二、病氣別に診断上必要不可欠の検査方法を確立し、標準化された精密な検査表を作成することを医師に義務づける必要がある。従つて何の病氣には最少限、これこれの検査をしなければならぬことと義務づけるべきである。

医師が医療のミスをしたがらないのは、経済的負担の問題が主な原因であるから、アメリカ等のように、国は賠償保険制を助成し、医師の医療に安定を期していただきたい。

三、診療事故を裁判に訴えようとする患者は、医師とは本来信用と奉仕に結ばれた関係で、金銭の貸借の争いや普通の殺傷事件等と異なるものであるから、海難、交通事故のように特別の裁判が必要である。普通殺傷事件と違い医師と患者の利害対立のような、裁判の基礎になる解剖等の医術に対する鑑定、検査には、国立技術機関で国家公務員である医師、立会医師、立会人等をもつて公正に実施し、現行のように開業医師だけではあつて過程の認定、検査するのは妥当でない。

四、急性、慢性たるとを問わず、死亡という事実に対しては嚴重に死亡診断書並びに診療録を定期的に監査するようせられたい。

第二〇四八号 昭和四十年四月二十二日受理
原水爆被害者援護法制定等に関する請願
請願者 大阪市城東区野江東之町三ノ四
○ 北口茂三外四百十二名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第二〇四九号 昭和四十年四月二十二日受理
原爆被害者援護法制定、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」改正等に関する請願
請願者 京都市左京区丸太町新道上ル京都教職員組合内 糸井一外二百七十

三
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第三〇六号と同じである。

第二〇五〇号 昭和四十年四月二十二日受理
日雇労働者健康保険の制度安定及び内容改善に関する請願
請願者 東京都新宿区東大久保二ノ一五
○ 三谷敏長外五十名

紹介議員 野坂 参三君
日雇労働者健康保険の制度安定と内容改善のため、左記事項の実現を要望するとの請願。
一、保険料の値上げを行わず大幅な庫負担で制度の安定を図ること。
二、傷病手当金出産手当金の給付期間を六箇月にする。

三、療養期間を転帰までとすること。
四、被扶養者の療養給付を十割とすること。
五、特別療養期間を十割給付とし、給付を受けている間に他の疾病がおきたり、被扶養者が疾病にかかつたときに、受給資格がない場合でも受診できるように特別措置を図ること。

六、擬制適用事業所を強制適用事業所とすること。
第二〇五一号 昭和四十年四月二十二日受理
日雇労働者健康保険の制度安定及び内容改善に関する請願
請願者 神奈川県川崎市上小田中一、〇九
六 大橋悦四郎外五十名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第二〇五〇号と同じである。

第二〇五二号 昭和四十年四月二十二日受理
日雇労働者健康保険の制度安定及び内容改善に関する請願
請願者 東京都渋谷区本町六ノ二 中西政
一外五十名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第二〇五〇号と同じである。

第二〇六七号 昭和四十年四月二十二日受理
老後の生活保障のための年金制度改革に関する請願
請願者 広島県松永市神村町五、九五七ノ
二 渡辺栄一外三十二名

紹介議員 重政 庸徳君
老令者の生活を完全に保障するため、年金制度を根本的に改革して、老後の不安を一掃されるよう取り計らわれたいとの請願。

理由
厚生、国民両年金の受給資格者には、現時点において月額一万円、それ以外の六十五才以上の全老令者には月額五千円の年金を即時支給するとともに、将来一般給与の増加にスライドして年金の増加をなし得る道を開かれない。

第十四号中正誤

ページ 行		誤	正
三	一から終わり	概略	概略
四	三から終わり	港湾労働法	港湾労働法案
四	三から終わり	概成	構成
五	二一	運送事業法で	運送事業法を
六	二一	「任意組合	「任意団体
八	三三	港運組合	港運協会
三	二七	坂田さん	阪田さん

昭和四十年五月十四日印刷

昭和四十年五月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局